

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表について(令和7年10~11月分)

No	物品等又は役務の名称	数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
1	厨房空調設備新設工事	1	仙台赤十字病院 事務部財務課 仙台市太白区八木山本町2-43-3	R7.9.3	空調技工(株) 仙台市太白区萩ヶ丘 21-15	4,070,000 円	契約業者は、本件工事の建物の構造及び設備に精通し時間的制約内に最も円滑かつ適切に実施できる唯一の業者であることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
2	病院窓口業務	1	仙台赤十字病院 事務部総務課 仙台市太白区八木山本町2-43-3	R7.10.1	日本教育クリエイト(株) 仙台市青葉区中央 1-6-18	47,058,000 円	契約業者は、当院が目指す外来フローを実施するための企画力及び運営能力を有しており「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
3	耳管機能検査装置	1	仙台赤十字病院 事務部財務課 仙台市太白区八木山本町2-43-3	R7.10.28	丸木医科器械(株) 仙台市太白区西中田 3-20-7	1,276,000 円	160万円を超えないことから、日本赤十字社会計規則第36条第5項の規定に基づき見積競争の随意契約に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第35条第2項)	
4	ウレテロノスコープ 6/7.5Fr	1	仙台赤十字病院 事務部財務課 仙台市太白区八木山本町2-43-3	R7.10.30	丸木医科器械(株) 仙台市太白区西中田 3-20-7	1,144,000 円	160万円を超えないことから、日本赤十字社会計規則第36条第5項の規定に基づき見積競争の随意契約に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第35条第2項)	
5	デジタルテレメーター受信機	1	仙台赤十字病院 事務部財務課 仙台市太白区八木山本町2-43-3	R7.10.30	(株)シバタインテック 仙台市若林区卸町 2-11-3	1,599,400 円	160万円を超えないことから、日本赤十字社会計規則第36条第5項の規定に基づき見積競争の随意契約に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第35条第2項)	
6	吸引ポンプ装置更新工事	1	仙台赤十字病院 事務部財務課 仙台市太白区八木山本町2-43-3	R7.10.30	エア・ウォーター東日本(株) 仙台市若林区卸町 1-1-3	6,600,000 円	契約業者は、当該設備の現行保守業者であり、本件工事の切り替え作業を停止することなく最も円滑かつ適切に履行できる唯一の業者であることから「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	